

**エコアクションプランにいほま  
(新居浜市地球温暖化対策  
率先行動計画)**



**平成19年(2007年)4月**

**新居浜市**

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の期間	//
4	計画の対象とする温室効果ガス	3
5	計画の対象範囲	//

## 第2章 基準年度における温室効果ガスの排出状況

1	温室効果ガス総排出量	4
2	二酸化炭素排出量	6
3	一酸化二窒素原因別排出量	7
4	メタン原因別排出量	//
5	ハイドロフルオロカーボン原因別排出量	//

## 第3章 目標

1	温室効果ガス総排出量の削減目標	8
2	個別目標	9

## 第4章 具体的取組内容

1	省資源・省エネルギー	10
2	グリーン購入	11
3	ごみの減量・リサイクル	//
4	施設の建築、管理等	//
5	職員の環境意識の向上	//

## 第5章 推進体制等

1	推進体制	12
2	職員に対する研修等	//
3	点検・評価及び見直し	//
4	公表	//

## [資料]

1	排出係数一覧	13
2	地球温暖化係数一覧	14
3	新居浜市環境推進委員会設置要綱	15
4	活動量調査表1～4	18
5	主な環境ラベル	23

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムの中で、便利で豊かな生活を送り、その結果、地球温暖化、オゾン層の破壊、野生動植物の絶滅等、地球規模での様々な環境問題を引き起こしており、とりわけ地球温暖化問題は、早急に解決しなければならない緊急かつ重大な問題としてクローズアップされています。

このような状況のもと、平成9年（1997年）12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「**京都議定書**」が採択されました。これにより日本は、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に、温室効果ガスの総排出量を、原則平成2年（1990年）レベルから6%削減することを、国際公約としました。

これを受け、平成10年（1998年）10月に制定、平成11年（1999年）4月に施行された「**地球温暖化対策の推進に関する法律**」は、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにしており、そのうち地方公共団体に対しては、第4条及び第8条において、その区域の温室効果ガス排出抑制等のための施策を推進するとともに、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する実行計画の策定、公表等が義務づけられました。

本市においても、平成15年（2003年）4月に施行した「**新居浜市環境基本条例**」において、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、かけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐために、協働して環境の保全及び創造に努めることを規定しており、平成16年（2004年）3月には、環境施策を総合的、計画的に推進するため「**新居浜市環境基本計画**」を策定しました。

市は、自らが大規模な一事業者、一消費者として、環境問題に自主的、積極的に取り組み、また職員一人ひとりが率先して環境に配慮した行動をすることにより、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図ることが求められています。

こうした背景を踏まえ、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況、削減目標を含めた具体的な取組及び推進体制等に関する「**エコアクションプランにはま（新居浜市地球温暖化対策率先行動計画）**」（以下「計画」といいます。）を策定し、その取組を庁内外に公表することとします。

### **地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日制定）抜粋 （地方公共団体の責務）**

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

### **（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）**

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 地球温暖化問題とは？！



地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

このまま温暖化が進むと、2100年には、世界の平均気温が最大5.8℃上昇するという予測も出ています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、

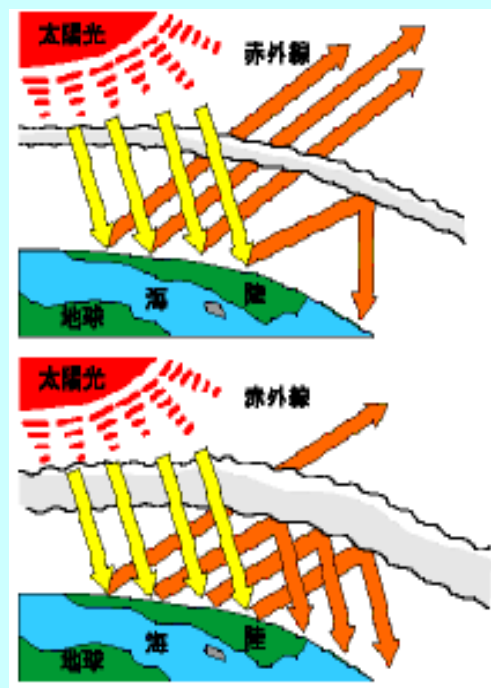
- ◆ 海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ◆ 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- ◆ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ◆ 農業生産や水資源への影響
- ◆ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加

などが挙げられており、人類の生活にも甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

温室効果ガスは、地表面から放射される赤外線の一部を吸収し、地表を適度な温度に保っています



ところが、温室効果ガスが増大すると、赤外線の吸収量が増えるので、気温が上がります。



## 2 計画の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、市が地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、市民及び事業者の、地球温暖化対策への自主的な活動の促進を図ることを目的とします。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間とします。なお、この計画の基準年度は、平成15年度（2003年度）とします。

#### 4 計画の対象とする温室効果ガス

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条3項に掲げている、次の温室効果ガスを対象とします。

- ①二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- ②メタン (CH<sub>4</sub>)
- ③一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ④ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ⑤パーフルオロカーボン (PFC)
- ⑥六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

ただし、⑤パーフルオロカーボン (PFC) と⑥六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) については、本市の事務及び事業では排出が想定されません。

※ 温室効果ガスの総排出量は、次の①②式により算出することができます。

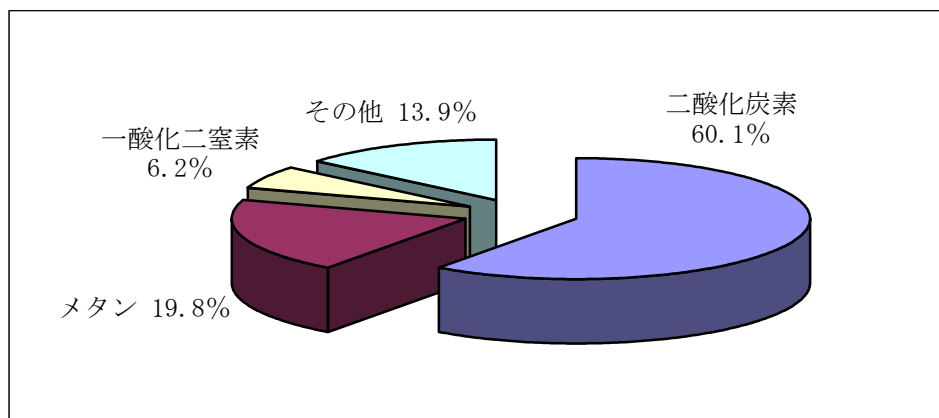
① 各温室効果ガスの排出量 =  $\Sigma$  (活動量 (×発熱量) × 排出係数)

… 排出係数は「資料1」(P13) 参照

② 温室効果ガスの総排出量 =  $\Sigma$  (各温室効果ガスの排出量 × 地球温暖化係数)

… 地球温暖化係数は「資料2」(P14) 参照

#### (参考) 温室効果ガスの地球温暖化への寄与度



IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第3次評価報告書資料より

#### 5 計画の対象範囲

この計画は、市が直接行うすべての事務及び事業を対象とします。従って、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、消防、水道、下水道、渡海船等も含まれます。また、土地開発公社、港務局事務局及び新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合が直接行う事務及び事業も対象とすることとします。ただし、廃棄物の埋立に係るメタンの排出量については、把握困難なため除外することとします。

また外部へ管理を委託している事務及び事業は含みませんが、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

## 第2章 基準年度における温室効果ガスの排出状況

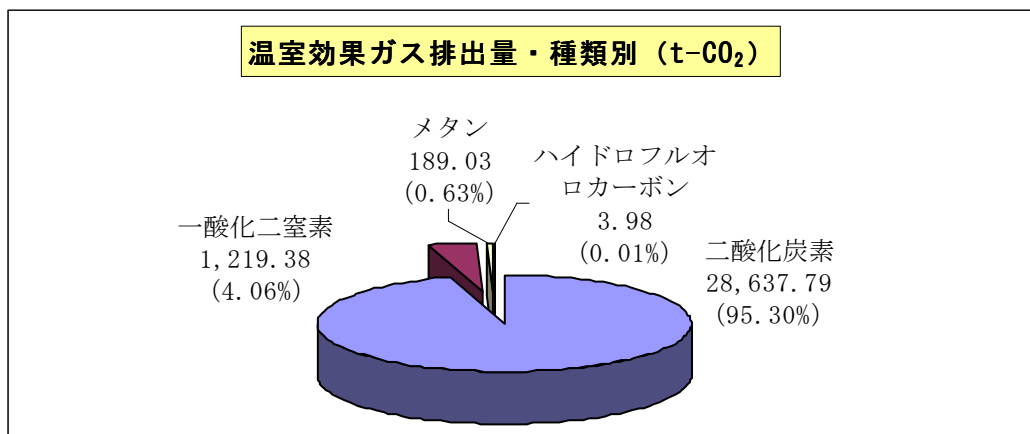
### 1 温室効果ガス総排出量

基準年度（平成15年度）における市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、**約 30,050 t-CO<sub>2</sub>**となっています。

#### (1) 種類別

温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素の排出が、全体の約95%を占めています。

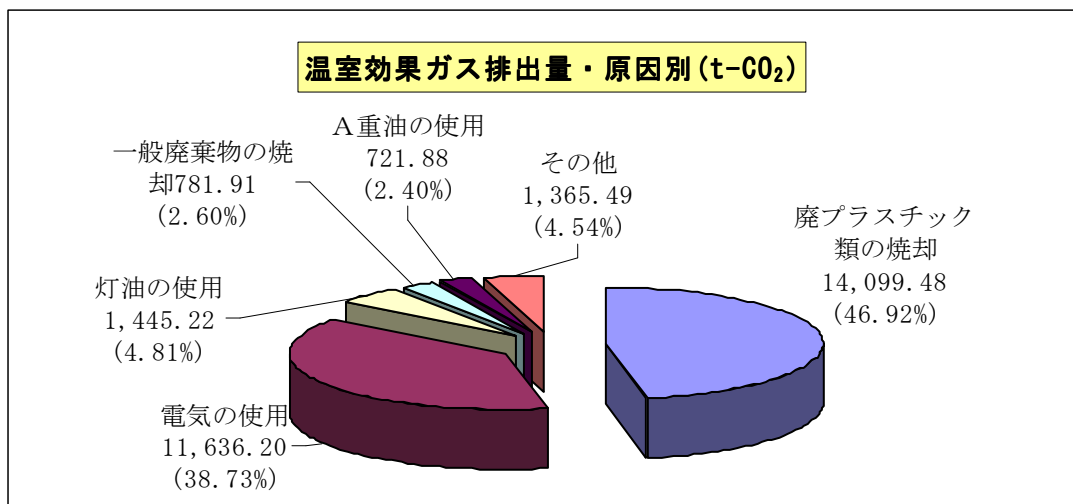
温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)
二酸化炭素	28,637.79	95.30
一酸化二窒素	1,219.38	4.06
メタン	189.03	0.63
ハイドロフルオロカーボン	3.98	0.01
<b>合 計</b>	<b>30,050.18</b>	<b>100</b>



#### (2) 原因別

原因別では、廃プラスチック類の焼却と電気の使用に伴うものが、全体の約85%を占めています。

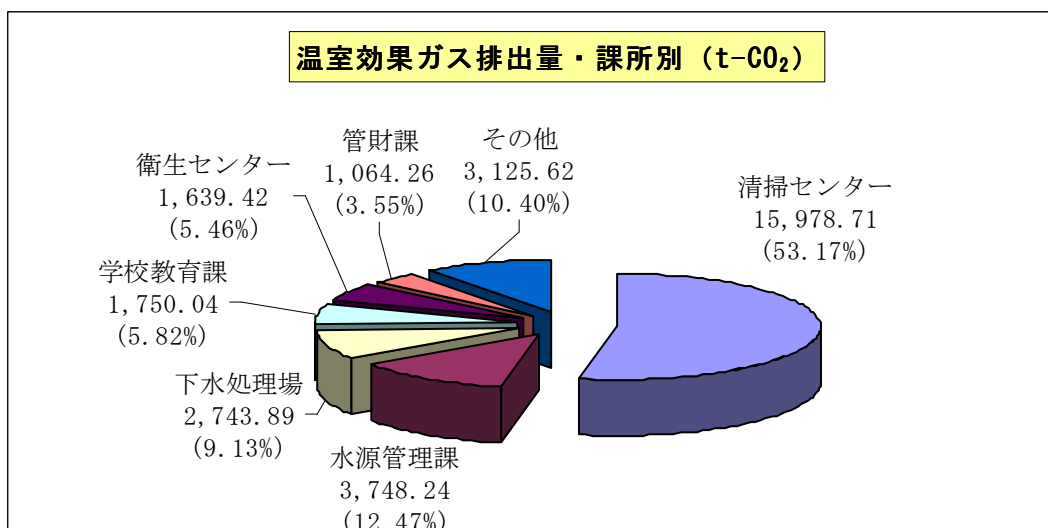
原因	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
廃プラスチック類の焼却	14,099.48	46.92
電気の使用	11,636.20	38.73
灯油の使用	1,445.22	4.81
一般廃棄物の焼却	781.91	2.60
A重油の使用	721.88	2.40
その他	1,365.49	4.54
<b>合 計</b>	<b>30,050.18</b>	<b>100</b>



### (3) 課所別

課所別では、清掃センターからの排出が、全体の約 53%を占めています。

課 所 名	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
清掃センター	15,978.71	53.17
水源管理課	3,748.24	12.47
下水処理場	2,743.89	9.13
学校教育課	1,750.04	5.82
衛生センター	1,639.42	5.46
管財課	1,064.26	3.55
その他	3,125.62	10.40
<b>合 計</b>	<b>30,050.18</b>	<b>100</b>



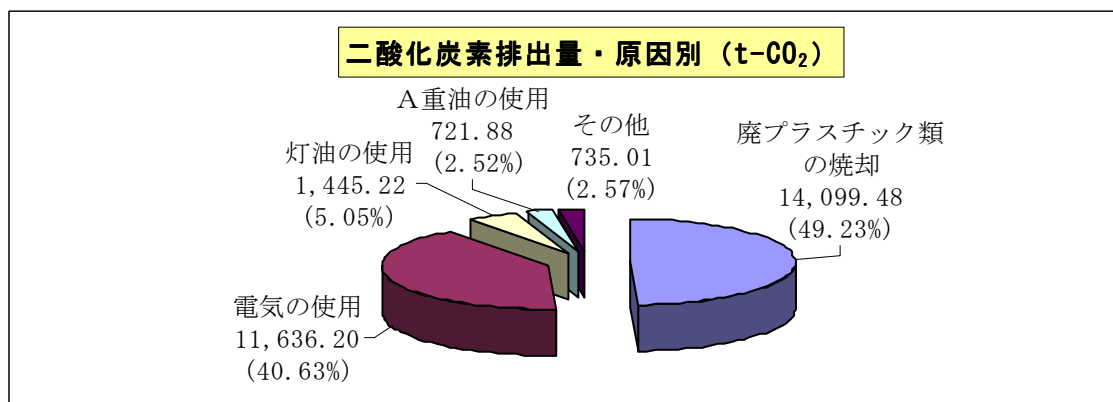
## 2 二酸化炭素排出量

二酸化炭素の排出量は、約 28,638 t-CO<sub>2</sub> となっています。

### (1) 原因別

原因別では、廃プラスチック類の焼却と電気の使用に伴うものが、全体の約 90% を占めています。

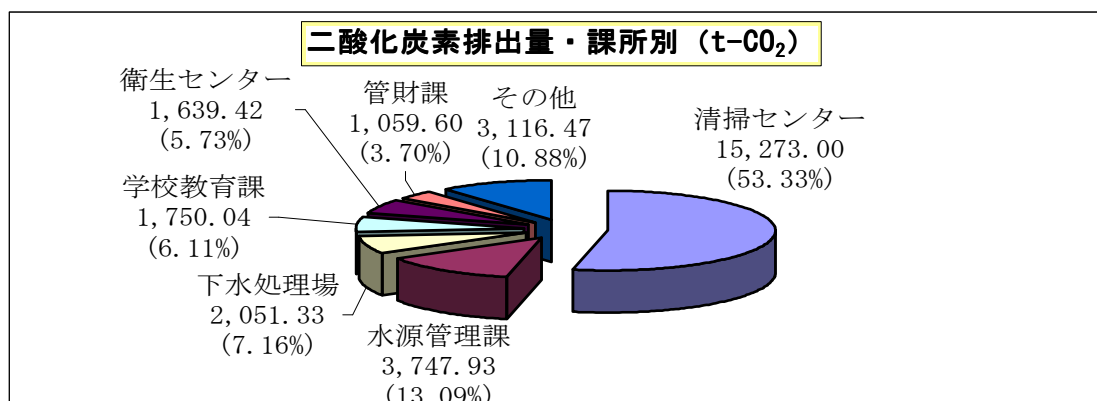
原因	使用量等	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
廃プラスチック類の焼却	5,261 (t)	14,099.48	49.23
電気の使用	30,783,590 (kwh)	11,636.20	40.63
灯油の使用	580,410 (ℓ)	1,445.22	5.05
A重油の使用	266,377 (ℓ)	721.88	2.52
その他	—	735.01	2.57
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>28,637.79</b>	<b>100</b>



### (2) 課所別

課所別では、清掃センターからの排出が、全体の約 53% を占めています。

課所名	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
清掃センター	15,273.00	53.33
水源管理課	3,747.93	13.09
下水処理場	2,051.33	7.16
学校教育課	1,750.04	6.11
衛生センター	1,639.42	5.73
管財課	1,059.60	3.70
その他	3,116.47	10.88
<b>合計</b>	<b>28,637.79</b>	<b>100</b>

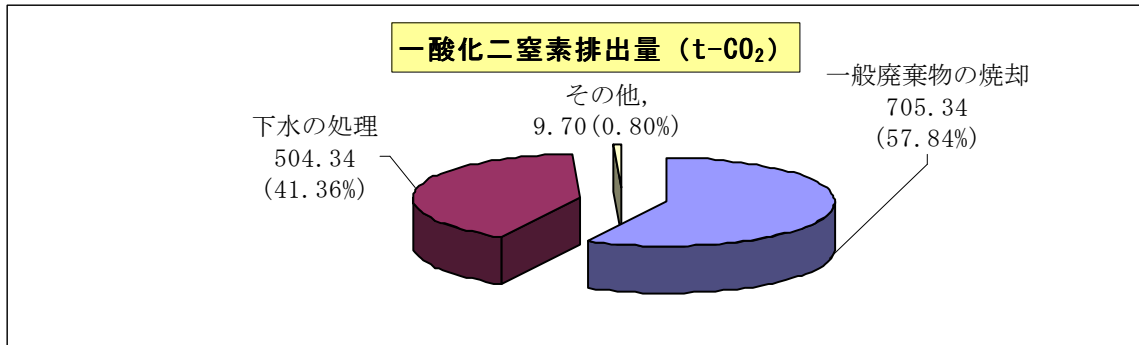




### 3 一酸化二窒素原因別排出量

一酸化二窒素の排出量は、約 **1,219 t-CO<sub>2</sub>** で、原因別では、一般廃棄物の焼却に伴うものが、全体の約 58%、下水の処理に伴うものが、約 41%を占めています。

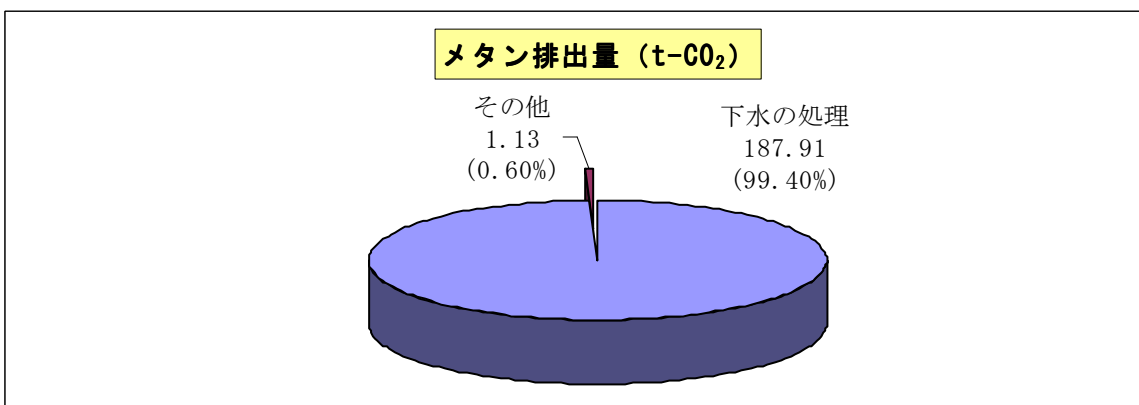
原因	焼却量等	一酸化二窒素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
一般廃棄物の焼却	46,152 (t)	705.34	57.84
下水の処理	10,168,223 (m <sup>3</sup> )	504.34	41.36
その他	—	9.70	0.80
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>1,219.38</b>	<b>100</b>



### 4 メタン原因別排出量

メタンの排出量は、約 **189 t-CO<sub>2</sub>** で、原因別では、下水の処理に伴うものが、全体の 99%以上を占めています。

原因	処理量等	メタン排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
下水の処理	10,168,223 (m <sup>3</sup> )	187.91	99.41
その他	—	1.12	0.59
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>189.03</b>	<b>100</b>



### 5 ハイドロフルオロカーボン原因別排出量

ハイドロフルオロカーボンの排出量は、約 **4 t-CO<sub>2</sub>** で、原因は、すべて公用車のカーエアコンの使用によるものです。

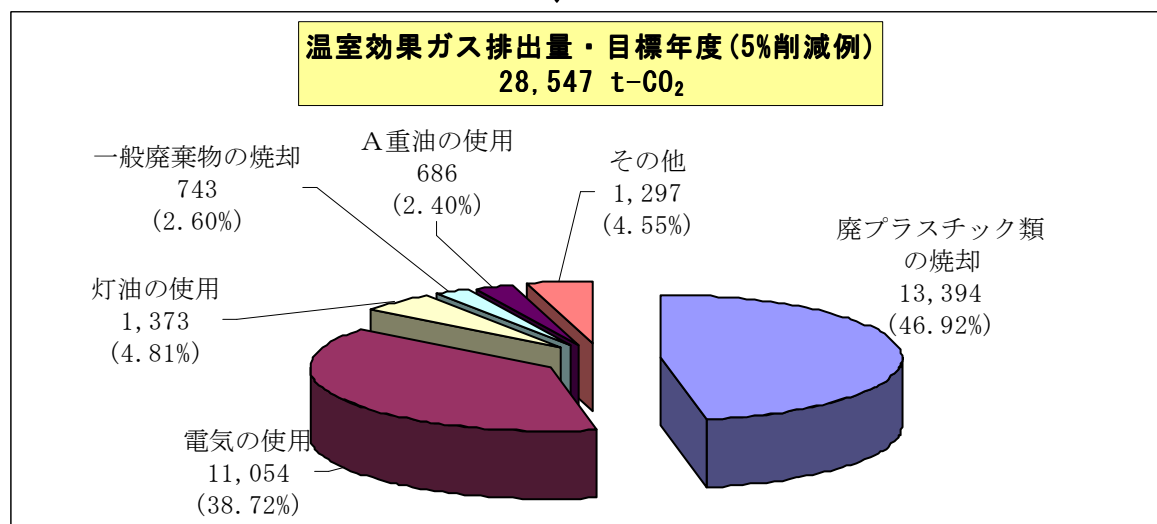
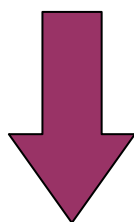
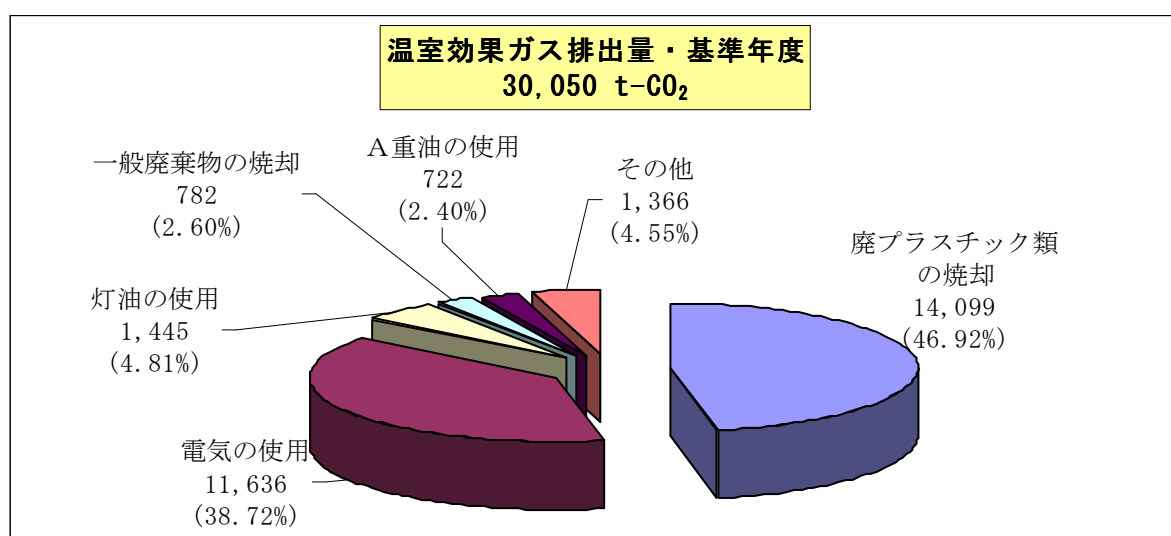
原因	台数	ハイドロフルオロカーボン排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
カーエアコンの使用	204 台	3.98	100

## 第3章 目標

### 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量を、平成20年度（2008年度）において、平成15年度（2003年度）を基準として、**5%以上削減**します。ただし、目標設定の対象は、基準年度（平成15年度）における既存施設に限ることとし、平成16年度から管理委託しているくすのき園については、計画の対象外となるため除外します。

	目 標	基準年度 (平成15年度)	目標年度 (平成20年度)
温室効果ガス総排出量	5%以上削減	30,050 t-CO <sub>2</sub>	28,547 t-CO <sub>2</sub>

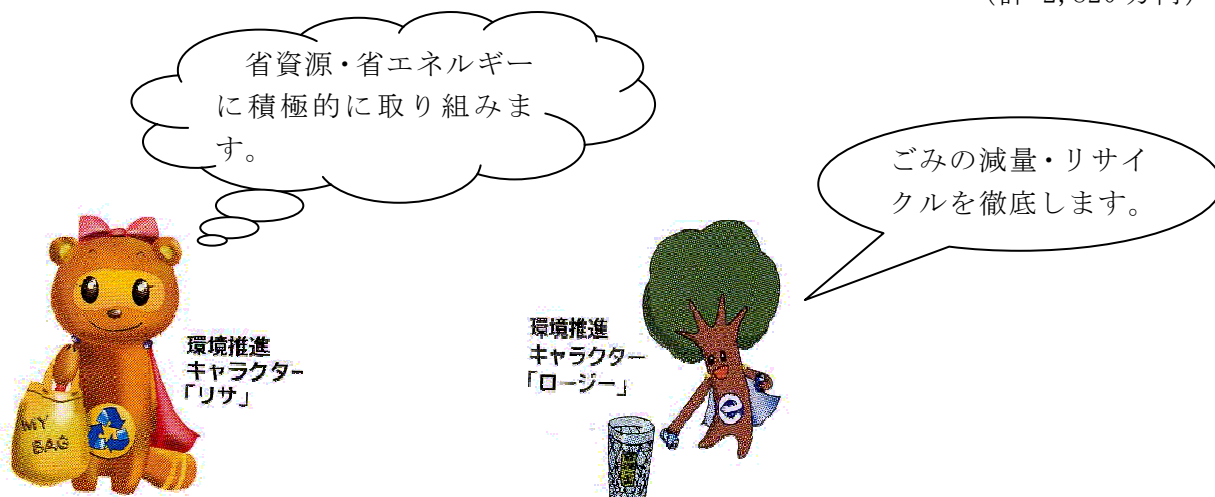


## 2 個別目標

環境負荷低減に向け、以下の個別目標を設定します。ただし、目標設定の対象は、基準年度（平成15年度）における既存施設に限ることとし、平成16年度から管理委託しているくすのき園については、計画の対象外となるため除外します。

	項目	目標	基準年度 (平成15年度)	目標年度 (平成20年度)	削減金額 (年・概算)
1	電気使用量	5%以上削減	30,783,590 kwh	29,244,410 kwh	1,920 万円
2	灯油使用量	5%以上削減	580,410 ℓ	551,389 ℓ	140 万円
3	A重油使用量	5%以上削減	266,377 ℓ	253,058 ℓ	65 万円
4	液化石油ガス使用量	5%以上削減	110,288 kg	104,733 kg	70 万円
5	ガソリン使用量	10%以上削減	74,013 ℓ	66,611 ℓ	80 万円
6	軽油使用量	10%以上削減	88,717 ℓ	79,845 ℓ	80 万円
7	公用車の走行距離	10%以上削減	706,341 km	635,706 km	—
8	水道使用量	5%以上削減	527,660 m <sup>3</sup>	501,277 m <sup>3</sup>	400 万円
9	コピー用紙購入量 (A4換算)	10%以上削減	13,628,800 枚	12,265,920 枚	60 万円
10	封筒購入量 (通常事務用)	5%以上削減	362,400 枚	344,280 枚	5 万円

(計 2,820 万円)



## 第4章 具体的取組内容

### 1 省資源・省エネルギー

#### (1) 電気使用量削減への取組

- ① 節電型のパソコン、コピー機等の導入を推進します。
- ② 節電型の照明器具の導入を推進します。
- ③ ブラインド、カーテン等を有効活用し、冷暖房の運転期間や設定温度（冷房28℃以上、暖房20℃以下を目安に）の適正管理を行います。
- ④ 夜間清掃の回数、時間などの見直しを検討します。
- ⑤ 昼休みの消灯（支障のない範囲で）、トイレ、給湯室、会議室等の使用後の消灯、残業時の不要箇所の消灯など、日常的な節電を徹底します。
- ⑥ 退庁時には、パソコンのコンセントを抜き、待機電力を減らします。
- ⑦ できるだけエレベーターを使わず、階段を利用します。
- ⑧ できるだけ自動ドアではないドアを利用します。
- ⑨ 「ノー残業デー」を徹底します。
- ⑩ 電気製品を購入する際は、省エネ型を選択します。

#### (2) 燃料使用量削減への取組

- ⑪ ブラインド、カーテン等を有効活用し、冷暖房の運転期間や設定温度（冷房28℃以上、暖房20℃以下を目安に）の適正管理を行います。
- ⑫ ガスコンロ、湯沸かし器（給湯温度の調節）を効率的に使用します。

#### (3) 公用車の購入・使用に当たっての取組

- ⑬ 低公害車等の導入を推進します。
- ⑭ タイヤの空気圧等、点検を徹底し、適正に維持管理します。
- ⑮ アイドリング、急発進・急加速、不用な積荷をしないように徹底します。
- ⑯ FAX、E-mail等の活用により、公用車の使用を控えます。
- ⑰ 近距離の移動は、徒歩又は公用自転車を使用します。

#### (4) 水道使用量削減への取組

- ⑱ 食器洗い等において、水を出しっ放しにしないなど、日常的な節水を徹底します。
- ⑲ 植木等への散水は、できるだけ雨水や水路の水を利用します。
- ⑳ 洗濯機等を購入する際は、節水型を選択します。

#### (5) 用紙使用量削減への取組

- ㉑ 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- ㉒ 片面使用済みコピー紙の裏面を再使用します。
- ㉓ 会議用資料、報告書等の簡素化、庁内LANの活用等により、ペーパーレス化を推進します。
- ㉔ 安易なコピーはしないよう徹底します。
- ㉕ ミスコピー防止のため、コピー前には、部数、用紙サイズ等の設定を確認するとともに、コピー後の設定リセットを徹底します。
- ㉖ FAXの送信票はできるだけ使わず、本文余白を利用します。

## (6) 封筒使用量削減への取組

- ⑳ 使用済み封筒は、庁内連絡用等に再使用します。
- ㉑ 会議等における資料持ち帰り用封筒は、できるだけ用意せず、バック等の持参を依頼します。

## 2 グリーン購入

- ㉒ 物品等の調達に当たっては「新居浜市グリーン購入ガイドライン（環境に配慮した物品等の調達指針）」に基づき、グリーン購入を推進します。

## 3 ごみの減量・リサイクル

- ㉓ 共通帳票の角2封筒のレイアウトを、使用後に長3封筒として再使用できるように変更します。
- ㉔ ごみの減量に努め、分別、リサイクルを徹底します。原則、個人用ごみ箱は廃止し、課ごとくに分別BOX（不要となった段ボール箱等を活用）を設置します。
- ㉕ 片面使用済みコピー紙の裏面を再使用します。
- ㉖ 使用済み封筒は、庁内連絡用等に再使用します。
- ㉗ カレンダー、ポスター等の裏を名刺やメモ用紙等に再使用します。
- ㉘ 個人情報記載のある文書等は、溶融リサイクルし、それ以外の廃棄文書は、古紙として資源化します。
- ㉙ 事務用品や電気製品等は、できるだけ修理して長期間使用します。

## 4 施設の建築、管理等

- ㉚ 施設の建築に当たっては、省エネルギー型、節水型に努め、高効率照明器具や太陽光発電システム、雨水利用・排水再利用設備等の導入を検討します。
- ㉛ 公共工事における再生資材（グリーン購入重点対象物品含む）の使用や工事残土等の再利用、建設廃棄物の発生量の抑制及び減量に努めます。
- ㉜ 環境負荷低減効果のある機械の使用に努めます。
- ㉝ 既存施設への高効率照明器具や太陽光発電システム、断熱材等、環境配慮型設備の導入を検討します。
- ㉞ 樹木の植栽等、緑化に努めるとともに、適正に維持管理します。

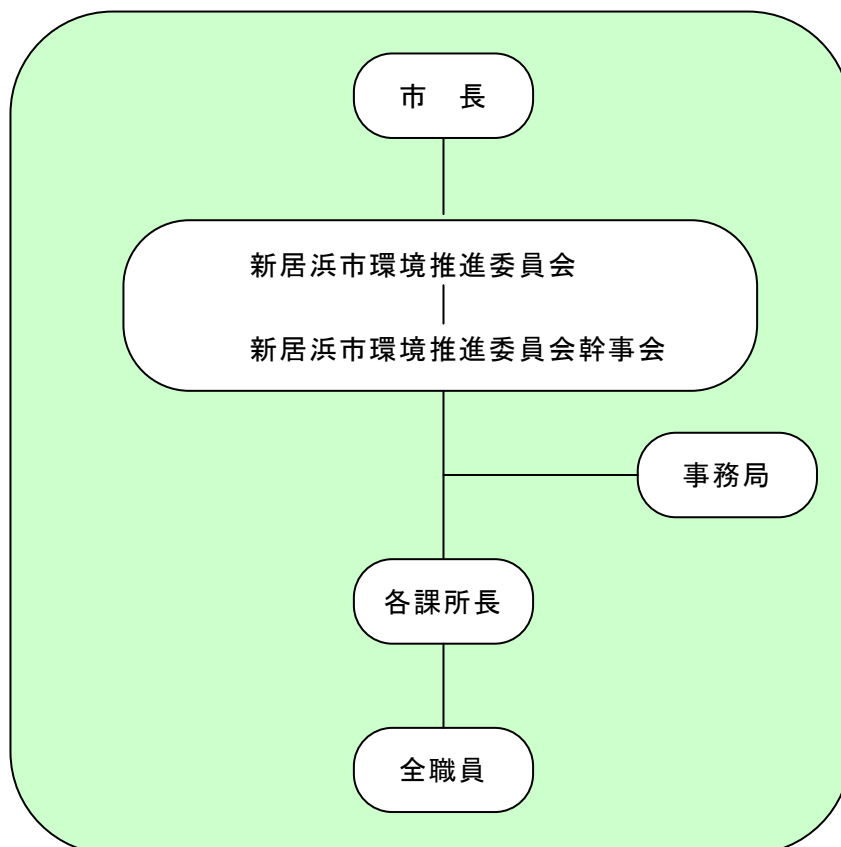
## 5 職員の環境意識の向上

- ㉟ 「エコ通勤デー」等には、できるだけマイカー通勤を自粛し、「エコ通勤」します。
- ㊱ 割り箸を使わず、マイ箸を使用します。
- ㊲ 一斉清掃等の環境保全活動に積極的に参加します。
- ㊳ マイバック、環境家計簿の利用等により、家庭における環境保全活動を推進します。
- ㊴ 自ら率先行動を実行するとともに、市民、事業者にも積極的に啓発活動を行います。

## 第5章 推進体制等

### 1 推進体制

この計画は、「新居浜市環境推進委員会」及び「新居浜市環境推進委員会幹事会」（資料3（P15）参照）を通じ、**全職員の主体的な取り組み**により推進します。また、事務局は地球温暖化対策担当課に置き、進捗状況の把握や取りまとめ等、総合調整を行います。



### 2 職員に対する研修等

環境に関する研修を計画的に実施するとともに、庁内LAN等の活用により環境保全活動等に関する情報を積極的に提供し、講演会や清掃活動等への自主的な参加を促進します。

### 3 点検・評価及び見直し

半期ごとに、各課所において活動量調査表（資料4（P18）参照）による調査・分析を行うとともに、事務局で集計・分析し、毎年度、調査・集計・分析した結果を、新居浜市環境推進委員会で評価、必要に応じて見直しを行います。

### 4 公表

この計画の進捗状況（点検・評価及び見直し内容等）について、庁内LANで全職員に通知するとともに、市政だより、ホームページ等で、積極的に公表します。

[資料]

1 排出係数一覧（平成14年度数値）

ガスの種類	活動区分		単位発熱量 (MJ/固有単位)		排出係数		
			固有単位	発熱量			
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	燃料の燃焼	ガソリン	ℓ	34.6	2.32	kgCO <sub>2</sub> /ℓ	
		灯油	ℓ	36.7	2.49	kgCO <sub>2</sub> /ℓ	
		軽油	ℓ	38.2	2.62	kgCO <sub>2</sub> /ℓ	
		A重油	ℓ	39.1	2.71	kgCO <sub>2</sub> /ℓ	
		液化石油ガス (LPG)	kg	50.2	3.00	kgCO <sub>2</sub> /kg	
	電気の使用（一般電気事業者）		—	—	0.378	kgCO <sub>2</sub> /kwh	
	一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却		—	—	2,680	kgCO <sub>2</sub> /t	
メタン CH <sub>4</sub>	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	—	—	0.000011	kgCH <sub>4</sub> /km
			バス	—	—	0.000035	kgCH <sub>4</sub> /km
			軽乗用車	—	—	0.000011	kgCH <sub>4</sub> /km
			普通貨物車	—	—	0.000035	kgCH <sub>4</sub> /km
			小型貨物車	—	—	0.000035	kgCH <sub>4</sub> /km
			軽貨物車	—	—	0.000011	kgCH <sub>4</sub> /km
		軽油	普通・小型乗用車	—	—	0.000002	kgCH <sub>4</sub> /km
			バス	—	—	0.000017	kgCH <sub>4</sub> /km
			普通貨物車	—	—	0.000015	kgCH <sub>4</sub> /km
			小型貨物車	—	—	0.000008	kgCH <sub>4</sub> /km
	船舶の航行	軽油	—	—	0.26	kgCH <sub>4</sub> /k l	
		A重油	—	—	0.26	kgCH <sub>4</sub> /k l	
	終末処理場における下水の処理		—	—	0.00088	kgCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	
	一般廃棄物の焼却	連続燃焼式	—	—	0.000079	kgCH <sub>4</sub> / t	
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	ディーゼル機関における燃料使用	軽油	ℓ	38.2	0.0000016	kgN <sub>2</sub> O/MJ	
		A重油	ℓ	39.1	0.0000016	kgN <sub>2</sub> O/MJ	
	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	—	—	0.000030	kgN <sub>2</sub> O/km
			バス	—	—	0.000044	kgN <sub>2</sub> O/km
			軽乗用車	—	—	0.000022	kgN <sub>2</sub> O/km
			普通貨物車	—	—	0.000039	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	—	—	0.000027	kgN <sub>2</sub> O/km
			軽貨物車	—	—	0.000023	kgN <sub>2</sub> O/km
		軽油	普通・小型乗用車	—	—	0.000007	kgN <sub>2</sub> O/km
			バス	—	—	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
			普通貨物車	—	—	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	—	—	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
	船舶の航行	軽油	—	—	0.073	kgN <sub>2</sub> O/k l	
		A重油	—	—	0.074	kgN <sub>2</sub> O/k l	
	終末処理場における下水の処理		—	—	0.00016	kgN <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	
	一般廃棄物の焼却	連続燃焼式	—	—	0.0493	kgN <sub>2</sub> O/ t	
ハイドロフル オロカーボン HFC-134a	カーエアコンの使用		—	—	0.015	kgHFC/ 台・年	

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成14年12月19日一部改正）排出係数一覧表

## 2 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		1
メタン (CH <sub>4</sub> )		21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		310
	トリフルオロメタン (HFC-23)	11,700
	ジフルオロメタン (HFC-32)	650
	フルオロメタン (HFC-41)	150
	1・1・1・2・2 - ペンタフルオロエタン (HFC-125)	2,800
	1・1・2・2 - テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,000
	1・1・1・2 - テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,300
ハイドロフルオ カーボン (HFC)	1・1・2 - トリフルオロエタン (HFC-143)	300
	1・1・1 - トリフルオロエタン (HFC-143a)	3,800
	1・1 - ジフルオロエタン (HFC-152a)	140
	1・1・1・2・3・3・3 - ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	2,900
	1・1・1・3・3・3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	6,300
	1・1・2・2・3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	560
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5 - デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,300
パーフルオロ カーボン (PFC)	パーフルオロメタン (PFC-14)	6,500
	パーフルオロエタン (PFC-116)	9,200
	パーフルオロプロパン (PFC-218)	7,000
	パーフルオロブタン (PFC-31-10)	7,000
	パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	8,700
	パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	7,500
	パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	7,400
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		23,900

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条より



### 3 新居浜市環境推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市環境基本条例（平成14年条例第22号）第20条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策（以下「施策」という。）の円滑な推進を図るため、新居浜市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 環境基本条例の推進に関すること
- (2) 環境基本計画に関すること
- (3) 環境マネジメントシステムに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は環境部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は環境部長を、副幹事長はごみ減量課長をもって充てる。
- 4 幹事会は次の各号に掲げる事務を行う。
  - (1) 委員会の決定に基づく事案の処理及び調整に関すること
  - (2) 委員会に報告する事案の調査及び調整に関すること
  - (3) その他委員長が必要と認めたこと
- 5 幹事会の運営は、委員会に準じて行う。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要に応じ専門の事項について調査研究するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうち委員長が指名する者で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会、幹事会及び専門部会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

(新居浜市環境管理計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 新居浜市環境管理計画推進委員会設置要綱(平成5年制定)は、廃止する。

(新居浜市環境マネジメントシステム検討委員会設置要綱の廃止)

3 新居浜市環境マネジメントシステム検討委員会設置要綱(平成13年要綱第20号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 新居浜市環境推進委員会委員

職名
副市長
企画部長
総務部長
福祉部長
市民部長
環境部長
経済部長
建設部長
議会事務局長
教育委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
消防長
水道局長
港務局事務局長
選挙管理委員会事務局長
出納室長
土地開発公社事務局長
新居浜西条地区広域市町村圏 事務組合事務局長

別表第2（第7条関係）

## 新居浜市環境推進委員会幹事会幹事

所属	職名
企画部	総合政策課長
	財政課長
総務部	管財課長
福祉部	福祉課長
市民部	市民活動推進課長
環境部	環境部長
	生活環境課長
	ごみ減量課長
	下水道管理課長
	下水道建設課長
経済部	商工労政課長
	別子山支所長
建設部	都市計画課長
	建築指導課長
教育委員会事務局	社会教育課長
	学校教育課長
消防本部	総務警防課長
水道局	水源管理課長
港務局	港湾課長

#### 4 活動量調査表 1～4

#### 活動量調査表 1：燃料等使用量（                      年度）

部 局 名

課 所 名

担当者名

調 査 項 目		単 位	用 途	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
燃 料 使 用 量	ガ                      ソ                      リ                      ン	ℓ														
	灯    油	ℓ														
	軽    油	ℓ														
	うちディーゼル機関用	ℓ														
	A    重    油	ℓ														
	うちディーゼル機関用	ℓ														
	液 化 石 油 ガ ス (LPG)	kg														
	そ の 他 (    )															
	電 気 使 用 量 (一 般 電 気 事 業 者)	kwh														
水                      道                      使                      用                      量	m <sup>3</sup>															

（注 1） 公用車、船舶に係るガソリン、軽油、A重油については、調査表 2 又は調査表 3 で調査するため、調査表 1 には記入しないでください。

（注 2） 液化石油ガス (LPG) については、単位がkgとなっているため、m<sup>3</sup>から換算するためには、比重 2 をかけてください。

※前年度数値と比べて大幅な増減がある場合は、その項目と原因を記入してください。

活動量調査表 2：公用車の走行距離及び燃料使用量（                      年度）

部局名

課所名

担当者名

自動車の種類	台数 (台)	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃料 補給量 (ℓ)
ガソリン	1 普通・小型乗用車												
	2 パ                      ス												
	3 軽                      乗                      用                      車												
	4 普                      通                      貨                      物                      車												
	5 小                      型                      貨                      物                      車												
	6 軽                      貨                      物                      車												
	7 特                      種                      用                      途                      車												
軽 油	8 普通・小型乗用車												
	9 パ                      ス												
	10 普                      通                      貨                      物                      車												
	11 小                      型                      貨                      物                      車												
	12 特                      種                      用                      途                      車												
合                      計													

※前年度数値と比べて大幅な増減がある場合は、その項目と原因を記入してください。

部 局 名

課 所 名

担当者名

自動車の種類	10月		11月		12月		1月		2月		3月		合 計		
	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	走行距離 (km)	燃 料 補給量 (ℓ)	
ガ ソ リ ン	1 普通・小型乗用車														
	2 バ                   ス														
	3 軽 乗 用 車														
	4 普 通 貨 物 車														
	5 小 型 貨 物 車														
	6 軽 貨 物 車														
	7 特 種 用 途 車														
軽 油	8 普通・小型乗用車														
	9 バ                   ス														
	10 普 通 貨 物 車														
	11 小 型 貨 物 車														
	12 特 種 用 途 車														

活動量調査表 3 : その他 (                      年度)

部 局 名

課 所 名

担当者名

調 査 項 目	単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小 計
1 一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック類)	t							
2 一般廃棄物焼却量 (連続燃焼式)	t							
3 終末処理場における下水処理量	m <sup>3</sup>							
4 船舶の航行に用いた軽油の量	kℓ							
5 船舶の航行に用いたA重油の量	kℓ							

調 査 項 目	単 位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
1 一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック量)	t							
2 一般廃棄物焼却量 (連続燃焼式)	t							
3 終末処理場における下水処理量	m <sup>3</sup>							
4 船舶の航行に用いた軽油の量	kℓ							
5 船舶の航行に用いたA重油の量	kℓ							

(注) 一般廃棄物中のプラスチックの組成率が不明な場合は、11.4% ( (財) 日本環境衛生センター調査 平成8年度) を使用してください。

※前年度数値と比べて大幅な増減がある場合は、その項目と原因を記入してください。

活動量調査表 4 : コピー用紙及び封筒購入量 ( 年度)

部 局 名

課 所 名

担当者名

調 査 項 目		単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	係数	A 4 換算枚数
コ ピ ー 用 紙 購 入 量	A 4	枚														1	
	A 3															2	
	B 4															1.5	
	B 5															0.75	
															合計		

調 査 項 目		単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
封 筒 購 入 量	事 務 用	長 3													
		角 2													
		角 0													
		その他													
		合計	枚												
	そ の 他 用	長 3													
		角 2													
		角 0													
		その他													
		合計	枚												

(注) 通常の事務に使用する共通帳票の封筒等は「事務用」欄に、特別な事務に使用する窓あき封筒等は「その他用」欄に記入してください。

※前年度数値と比べて大幅な増減がある場合は、その項目と原因を記入してください。



## 5 主な環境ラベル

ラベル	名称、対象商品、目的等
	<p><b>「エコマーク」</b></p> <p>(財)日本環境協会が認定した、環境への負荷の低減などを通じて、環境保全に役立つと認められる商品に表示されます。環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としています。</p>
	<p><b>「国際エネルギースターロゴ」</b></p> <p>経済産業省への事業者登録申請及び製品届出書の提出により、一定の省エネルギー基準をクリアしたOA機器に表示が認められます。地球温暖化防止にもつながる省エネ型OA機器の普及促進を目的としています。</p>
	<p><b>「グリーンマーク」</b></p> <p>(財)古紙再生促進センターが認定した、古紙を一定以上原料に利用した製品に表示されます。古紙利用製品の使用拡大を通じて、古紙の回収・利用の促進を図ることを目的としています。</p>
	<p><b>「再生紙使用マーク」</b></p> <p>再生紙利用促進を目的に、ごみ減量化推進国民会議が設定したマークで、古紙配合率が明記されます。白色度を付記する場合もあります。</p>
	<p><b>「非木材紙マーク」</b></p> <p>非木材紙普及協会が認定した、非木材原料(ケナフ・タケ・バガスなど)を重量比10%以上使用した製品に表示されます。地球環境問題と資源問題に対処するため、非木材資源を原料とする紙・紙製品の普及促進を目的としています。</p>
	<p><b>「牛乳パック再利用マーク」</b></p> <p>全国牛乳パックの再利用を考える連絡会が認定した、回収牛乳パックを原材料とした製品に表示されます。牛乳パックの再利用促進を目的としています。</p>
	<p><b>「ペットボトルリサイクル推奨マーク」</b></p> <p>PETボトルリサイクル推進協議会が認定した、ペットボトル再生フレーク又はペレットを25%以上原料として使用している製品に表示されます。ペットボトルの再利用促進を目的としています。</p>
	<p><b>「省エネ性マーク」</b></p> <p>エアコン・テレビ・冷蔵庫・ストーブ等13品目について、国の省エネルギー基準を達成しているかどうかを表示します。通常はオレンジ色ですが、省エネ基準達成率100%以上の製品には、緑色のマークが表示され、省エネ性能の優れた商品を選ぶ目安になります。</p>

**新居浜市 環境部 ごみ減量課**

住所：〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL：(0897) 65-1512 FAX：(0897) 65-1255

E-mail：office@city.niihama.ehime.jp

URL：<http://www.city.niihama.ehime.jp>